

健全化判断比率・資金不足比率を公表

いずれも基準を下回る

市議会9月定例会では、平成20年度決算に基づく市の健全化判断比率と資金不足比率が報告されました。これは、北海道夕張市の問題に端を発し、平成19年6月に国が制定した財政健全化法に基づくものです。健全化判断比率の4指標には、早期健全化基準が設けられ、どの指標が基準を超過しても「健全化団体」の指定を受け、健全化計画の策定と、公認会計士による外部監査が義務付けられています。本市では、いずれも基準を下回りました。また、公営企業ごとに算定が義務付けられた資金不足比率でも、いずれも不足額がありませんでした。

◎財政健全化判断比率

比率の名称	20年度	19年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	13.1%
② 連結実質赤字比率	—	—	18.1%
③ 実質公債費比率	17.8%	19.2%	25.0%
④ 将来負担比率	92.2%	110.4%	350.0%

※①と②は、黒字で比率が算定できないため「—」と記載しています。

◎資金不足比率

比率及び会計の名称	20年度	19年度	経営健全化基準
公共下水道事業特別会計	—	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0%
浄化槽事業特別会計	—	—	20.0%
索道事業特別会計	—	—	20.0%
水道事業会計	—	—	20.0%
国民健康保険西根病院事業会計	—	—	20.0%

※いずれも資金不足がないため「—」と記載しています。

早期健全化・財政再生のイメージ

健全段階（指標の整備と情報開示）
 ◎監査委員による審査、議会への報告、公表

早期健全化段階（自主的な改善努力による財政健全化）
 ◎財政健全化計画の策定（議会の議決）、公表
 ◎外部監査要求の義務付け
 ◎計画実施状況の議会への報告、公表

財政再生段階（国などの関与による再生）
 ◎財政再生計画の策定（議会の議決）、公表
 ◎外部監査要求の義務付け
 ◎財政再生計画の総務大臣協議、同意
 ◎計画実施状況の議会への報告、公表



財服用語解説 ③

- ▼実質赤字比率…一般会計などで、標準財政規模に対する実質赤字の割合
- ▼連結実質赤字比率…公営企業会計を含む全会計で、標準財政規模に対する実質赤字割合
- ▼実質公債費比率…一般会計などが負担する元利や準元利償還金の標準財政規模に対する割合（過去3年平均）
- ▼将来負担比率…公営企業や出資法人などを含む実質的負債の標準財政規模に対する割合
- ▼準財政規模…標準税収入総額、普通交付税、臨時財政対策債発行可能額の合計
- ▼標準税収入額…市町村の標準的な状態で通常収入が見込まれる經常的一般財源の額
- ▼臨時財政対策債…普通交付税の交付額が算定額より少ない場合、不足分を補うため特例で発行できる地方債
- ▼資金不足比率…事業規模に対する資金不足額の割合